
令和6年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和6年12月18日 (水曜日)

議事日程 (第5号)

令和6年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第79号 令和6年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第2 議案第80号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第81号 築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第82号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第83号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第84号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第89号 令和6年度築上町一般会計補正予算 (第9号) について
- 日程第9 議案第90号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第10 議案第91号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第11 議案第92号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第93号 築上町技能労務職職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第94号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 意見書案第2号 えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書 (案) について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第79号 令和6年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第2 議案第80号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第81号 築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条

例の制定について

- 日程第4 議案第82号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第83号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第84号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第89号 令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第9 議案第90号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第91号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第92号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第93号 築上町技能労務職職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第94号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 意見書案第2号 えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（13名）

1番 今富 義昭君	2番 江本 守君
4番 田原 宗憲君	5番 工藤 久司君
6番 田村 紘貴君	7番 宗 裕君
8番 丸山 年弘君	9番 信田 博見君
10番 池永 巖君	11番 武道 修司君
12番 塩田 文男君	13番 吉元 健人君
14番 池亀 豊君	

欠席議員（1名）

3番 鞆野 希昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君 係長 瀬戸 美里君 (監査委員事務局係長併任)
書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第79号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第79号令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）
についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第79号令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）
について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、障がい児に対するサービスである放課後等デイサービスに関わる給付費の補正、新型コロナワクチンの接種費用の差額の補正などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第79号令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、枯れた箇所にも再度植栽を行う荒廃森林整備事業、電算システム関連では、財務会計システム予算書等改修などの補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第79号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第80号

日程第3. 議案第81号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第2、議案第80号令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第3、議案第81号築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第81号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第80号から議案第81号まで委員長の報告を求めます。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第80号令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本補正予算について慎重に審議した結果、過年度の交付金返還に伴う補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第81号築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について、本条例案については、現在、築上町住宅新築資金等貸付事業の実施がなく、築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例の必要性がないため同条例を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第2、議案第80号令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

議案第80号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第81号築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

議案第81号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第82号

日程第5. 議案第83号

日程第6. 議案第84号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第4、議案第82号町道路線の認定についてから、日程第6、議案第84号町道路線の廃止についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第84号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第82号から議案第84号まで委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第82号町道路線の認定について、本案については、ため池改修事業実施に伴い、新たに小原53号線及び椎田77号線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第83号町道路線の変更について、本案については、下別府船迫線の整備に伴い、下別府上別府線の起点部及び下別府22号線の終点部を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線の変更について議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第84号町道路線の廃止について、本案について、将来の道路改良計画がなく、町道として管理することが不適当なため、道路法第10条第3項の規定に基づき、下別府3号線ほか17路線の廃止について議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。日程第4、議案第82号町道路線の認定についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第82号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第83号町道路線の変更についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

議案第83号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第84号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第84号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第87号

○議長（塩田 文男君） 日程第7、議案第87号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第87号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案については、令和9年4月1日に開校する（仮称）築上町立統合椎田小学校の名称を椎田小学校に改めるため、築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 議案第87号の築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

6月議会に仮称で上がっていた条例にも反対をいたしました。反対理由として、これだけの少子化また財政難を踏まえると、この状態でいいのかということがまず1点です。

それと、4校、椎田小学校、西角田小学校、小原小学校、葛城小学校という4校が統合するのに、椎田小学校と命名するのはいかがなものなのかと。どうせなら、この4つが統合し、未来あるネーミングにしてほしかったなと思います。

この椎田小学校にした最大の理由は、アンケートの結果だと思いますが、このアンケートの結果を見ますと、やはり少数かもしれませんが、築上町になったのだから、築上小学校でいいという意見も多々あったように拝見をいたしました。

先ほども申したように、これだけ少子化、今年度が60人台の出生数しかなく、5年後、10年後を考えたときに、やはり町全体の設置、また学校設置に関しての議論をぜひしていただ

きたい。いずれ1校になってしまうような急速な少子化を考えると、そこも踏まえた議論をしていただきたいという観点から、この条例には反対をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の議案はあくまでも名称ということで、前回、仮称で仮の名前でやっていたのが、今度、正式な名前であることの条例の提案だというふうに認識をしております。

以前からいろいろな名前をつけるときに、執行部というか、行政側で名前をつけたりとか、いろんなことをすると、住民の声を聞いていない、住民の声をしっかり反映させるべきだということでアンケートを取ったり、場合によっては選考委員会をつくったりというような形で、住民の声を反映させるということで今までやってきたんだらうと思うんです。

その結果、このような名前になったということで、住民の声が反映された上での提案ということで理解をしていますので、この名前については、住民の声の反映した結果を踏まえた議案ということで賛成をしたいと思います。

また、今後の小中学校の行く末については、今回の名前の名称の議案とはまた別物であって、将来にしっかりとした学校の運営、学校の考え方というのは別のところで議論すべきだというふうに考えていますので、今回の案件については、ぜひとも皆さん、賛成をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから議案第87号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第89号

日程第9. 議案第90号

日程第10. 議案第91号

日程第11. 議案第92号

日程第12. 議案第93号

日程第13. 議案第94号

日程第14. 意見書案第2号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第8、議案第89号令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから、日程第14、意見書案第2号えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）についてまでを、会議規則39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから、意見書案第2号えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第8、議案第89号令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第89号令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第89号は、令和6年度築上町一般会計補正予算（第9号）でございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額138億2,301万円に1億675万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を139億2,976万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の補正9,039万4,000円、そしてあと、同勧告に伴う国保会計、それから後期高齢者医療会計への人件費は、町の繰出金で行うということでございますので128万3,000円。

それから、もう一件は、来る3月に県知事選挙が行われます。この県知事選挙の準備のために予算化をしておかなければなりませんので、これを1,507万7,000円、計上させていただいております。

歳入については、県知事選については、県からの委託金1,445万7,000円、それから人件費については、普通交付税9,229万7,000円を歳入として予定しているところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 議案第89号の一般会計補正予算に関連して質問させていただきます。

今、担当課長及び町長から説明があったように、この補正予算の内容は2つ。1つは、人事院勧告に伴う給与の増額に対応するための補正。もう一つは、来年予定されている県知事選の準備行為のための予算が計上されている。その2点だけだというふうに読み取りました。

それを前提にお尋ねするんですが、今、町長の説明の中にもあったんですが、うちの町で人件費が関連する予算は、当然ですが、まず一般会計。次に、国保と後期高齢者の特別会計にも人件費が関連する。ですから、国保と後期高齢者に関しては、一般会計からの繰出金をもって人件費の増額に対応するという説明がありました。

それで続く議案に、国保及び後期高齢者の人件費増額に関連する補正予算も提案されているものと理解するんですが、あとうちの町で人件費が関連する特別会計として、上水道と下水道があると思うんです。

上水道と下水道は、私、詳細が理解ができていないんですが、上水道と下水道の関連人件費に関しては、一般会計からの繰出金をもって充てるというふうに、単純に決まっているわけではたしかなかったと思うんですが、上水道も下水道も一般会計からの繰出金が入っておりますし、今回は上水道と下水道に関連する職員の給与も同じように増額される、後から提案されている議案を見ると、そういうふうに想定されるんで。長くなりました、前置きが。上水道と下水道の人件費増額分を一般会計で特に手当てしていない理由を説明してください。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ずっと今まで申しておりますけれども、企業会計の独立採算制という形の中で、投資的経費については町から繰り出しをしますけれども、経常経費については両企業会計の中でちゃんと補う。使用料の中から賄っていくという形になります。そういう形の中で、一般会計から人件費は補填をしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（7番 宗 裕君） 了解しました。

○議長（塩田 文男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第89号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第89号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第90号令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第90号令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第90号は、令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額20億1,674万6,000円に61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,736万2,000円とするものでございます。

これは、人事院勧告の人件費ということで、先ほど一般会計の繰出金からしたものを繰り入れて、この予算を執行したいと、このように考えているところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いします。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第90号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第90号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第91号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第91号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第91号、これは令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額4億870万8,000円に66万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を4億937万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、先ほどの前議案と同じく、人事院勧告に伴う職員の人件費の補正でございます。繰入金を66万7,000円、補正するところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第91号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第91号は

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第92号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第92号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第92号は、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、先ほど予算で審議、可決いただきました中身でございますけれども、人事院が国家公務員の給料の引上げ、平均引上げ率3.0%、並びに期末勤勉手当の引上げ0.1か月分等を敢行したことに伴い、現下の地方行財政の状況と地域の実情も踏まえ、人事院勧告制度を尊重し、適切な給与改定を行うため、築上町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

なお、改正内容については、非常に若年層の在職を、給与を手厚くする改定になっております。高卒が12.8%、2万1,400円上げまして18万8,000円、大卒12.1%上げまして、2万3,800円を上げて22万円という形になって、平均改定率が3.3%となっております。

期末勤勉手当については0.1が6月、これは支給済みでございますが、内訳として、12月が0.05月の増加という形になって、12月については、これは反映をさせていくという形になっているところでございます。

なお、それからあと調整手当という手当がございます。いわゆる都市手当というものがございますが、これについては人事院が福岡県支給地を全部一律にしたというふうな形で、本町においても、令和7年の4月から調整手当の支給をするという形になりまして、これは暫定措置といたしまして、令和7年については2%、令和8年から3%、令和9年に満額支給という形で、経過措置をするため、3か年で1%ずつ増やして、令和9年から地域手当4%とする条例でございます。

そういうことで若干、今までなかった、今までは福岡市、北九州市という形でしか出ていなかったような、それと福岡県、県全体、県職員は出ておりましたけど、こういうのを県下全域で出

すような改定がございましたので、これを今回の条例案として提案をしているところでございます。

なお、この支給額は、支給の総額は大体1,600万円ぐらい必要かなと思っているところで、これらについては交付税措置されるけど、あと25%は町のほうで見繕っていかなくちゃいかんと、こういう状況になっているところです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） この調整手当の年齢というのは、何歳から該当するんですか。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。調整手当については、全職員というふうな形になっております。一律でございます。

○議員（2番 江本 守君） 全職員。

○総務課長（椎野 満博君） そうです。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。

○議員（2番 江本 守君） はい、いいです。

○議長（塩田 文男君） ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） まず、今話題に出た調整手当について質問いたします。

議案を拝見すると、調整手当という言葉があった記憶がないので、多分地域手当が調整手当に該当するんじゃないかと思うんですが、今、江本議員の質問で、どんな年齢が該当するのかという質問があったんですけど、調整手当というのは、年齢に関わりなく、在職する全ての職員に係る手当なのかどうなのか。地域手当というのが私、内容がよく分からないので、その辺の説明をまず一つ、お願いいたします。

それともう一つは、町長の説明の中で、人事院の勧告に基づいて、福岡県全体で云々という説明があって、いきなり合わせるのではなくて、今後も段階的に数年かけて是正していくという説明があったんですが、この条例改正案を見ると、来年から施行するという附則まではあるんですけど、再来年以降の規定はなかったように私は記憶しているんで、つまり再来年以降も調整手当の是正のために条例改正を予定しているという理解でよろしいでしょうか。

以上2点、私の理解がまずいいのかもかもしれませんが、説明お願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。町長が調整手当と申しましたが、すみません、正式には、条例上は第12条の地域手当、いわゆる地域調整手当というような形で、町長は調整手当というふうに説明しましたが、正確には第12条の地域手当となっております。

地域手当につきましては、条例の今回の改正で、月額合計額に100分の4を超えない範囲において、規則で定める割合を乗じて得た額というふうな改正にしております。

改正前が100分の10を超えない範囲でということになっておりましたけども、人事院の勧告によりまして、福岡県全体が調整区域の支給ということになりましたので、100分の4を超えない範囲でという改正にしております。

先ほど説明しました段階的といいますのは、これも規則で定める割合ということで、築上町の独自判断で段階的に2%、3%、4%という支給を行うことを予定しております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御説明ありがとうございました。よく理解ができました。まずは限度の率をこの条例改正で定めて、あとは規則改正によって段階的に上げていくということだとよく理解できました。ありがとうございます。

そしたら別の観点からの質問させていただきます。この改正案の中には、第11条の改正、扶養手当のところでございます。扶養手当の改正は、拝見しますと、配偶者手当の条項が削除される。あと、多分子どもさんだと思うんですけど、子どもさんを扶養している場合の手当が増額されているという内容で読み取りました。

これは、人事院勧告は国家公務員のことでしょけど、私が目にした報道によると、国家公務員に関しては、再来年度か何か、記憶が曖昧なんですけど、扶養手当は廃止する方向、子どもさんの扶養手当は増やしていく方向というふうに報道されているのを目にしたことがあるんです。

それで、国家公務員と全く同じ方針を取るわけじゃないんでしょうけど、うちの町の場合の扶養手当と、18歳か21歳、22歳か、年齢の基準も忘れたんですけど、そういう子どもを扶養している場合の手当が今後どのように変わっていくのか、説明していただければと思います。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。扶養手当につきましては、配偶者の扶養手当を廃止することとしております。

しかしながら、経過措置としまして、令和6年度は現在支給している扶養手当の6,500円を半額程度の3,000円は支給するというので、令和8年度はゼロといたします。

子どもに関する扶養手当につきましては、1万円を3,000円増額する条例改正としておりますが、これも経過措置としまして、令和7年度は1,500円を増やしまして1万1,500円、そして、令和8年度からは1万3,000円を支給するというので予定をしております。

以上でございます。（「今、令和6年度3,000円って、令和7年度が3,000円じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） はい。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。配偶者扶養につきましては、令和6年度が6,500円を支給しておりますが、これを廃止する方向で条例改正。経過措置としまして、令和7年度は3,000円支給しまして、令和8年度からはゼロということになっております。以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

議案第92号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第92号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第93号築上町技能労務職職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第93号築上町技能労務職職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第93号は、築上町技能労務職職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、一般職に準じた形で改正するものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 一般職については承知をしておりますが、技能職にどんな種類が該当するのか。例えばケアマネを持っているとか、介護福祉士の資格を持っているとか、そのほかのいろんな資格が農業に関してもあると思いますけども、これどういうものに該当するのか、

その辺、お聞きします。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。技能労務職としましては、築上町では学校給食の調理員と保育園の調理師と、あと清掃センターの現業職員というのがございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） いいですか。江本議員。

○議員（２番 江本 守君） 今までの説明の部分については分かったけど、これ介護士とかケアマネとか、そういうのは全然分類されるんですか。これ一般職扱いですか。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。社会福祉士等は一般職、（発言する者あり）一般事務職員の給与表を申しておりますので、社会福祉士として、という職種はございません。

以上です。

○議員（２番 江本 守君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

議案第93号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第93号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第94号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第94号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第94号は、築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案も人事院勧告により是正するものでございます。これも一般職と全く準じた形で条例案をつくっているところでございます。

よろしく御指摘のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 公営企業職員というのは、どのような方が該当するんですか。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。公営企業職員といいますのは、公営企業法に基づく企業会計のことでございます。築上町におきましては、上下水道課の職員のうち上水道系の職員が該当しております。

以上でございます。

○議員（2番 江本 守君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 質問させていただきます。先ほど議案の提案のときに、町長から説明がありました。この議案第94号も、今まで出た議案第92号、議案第93号と同じく、人事院勧告に対応するための条例改正という説明があったんですが、これは町長にまず答弁いただきたいんで、町長に質問いたします。

内容を拝見すると、全てが人事院勧告のための改正ではなさそうなんですが、町長は提案理由でそのことを述べなかったんで、全てが人事院勧告に基づく条例改正なのかどうか、町長に答弁お願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 大部分が人事院勧告でございますけれど、一部町で労働組合との協議によってしたもの、これ総務課長のほうから答え。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。公営企業職員の条例につきましては、条例のつくり方としましては、給与表及び期末勤勉手当の率としましては、規則で定めるというふうな定め方をしております。

公営企業の職員は、団体交渉等のできるため、また経営状況等で決定をするという概念があるため、こういうつくり方をしておりまして、あと組合との交渉等で、先ほど町長が言われましたように、一般職と同じような改正をするということで合意をしております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 今の町長の説明だと、議案第92号、議案第93号とは違って、この94号だけは公営企業の職員ですから、労働組合との団体交渉も行って、この議案を提案しているわけなんですか。了解いたしました。

ただし、団体交渉を行ったかもしれないが、結果としては、一般職と同じ内容という理解でよろしいかというのが、まず1点目の質問です。

それともう一点、私がこれは人事院勧告と関係ないんじゃないかと思ったのは、第5条第2項の中の午前零時を午後10時に改めているという条項なんです。午前零時というのは、常識的に考えて、ちょっとない時間だなと思っているんで、これは午後10時っていうやつの誤字・脱字だったんじゃないかと私は想定しておりまして、以前の条例制定のときにそういうミスがあったんじゃないかと。そのミスに気がついて、今回の条例改正に伴って、そこもミスを正しく改めたというのが実態ではないかと想像しておりまして、少し意地悪な質問をしたんですけど、町長がそのことを気づいていて把握されておられるのかと。少なくとも聞かれたら説明してほしいと思っていたんですが、町長の言葉からは、その説明が、私の想像が当たっていればですが、その説明がなかった。

そういうミスをあげつらうつもりはないんですが、指摘されたら説明してほしいかと思うのに、説明がなかったってことのほうが重大で、町長自身がそのことに気がついてなかった。担当課から事前に説明を受けてなかった可能性すらあるなと思って、このような重大なミスが指摘されても、曖昧なまま議会に上がってきて、答弁があって進んでいくっていうのは望ましいことではないなと思って、こういう嫌らしい失礼な質問をあえてしております。

条例にミスはあってはならない。だけど、人がやることですから、ミスがあることは私も仕方がないと思っていて、気づいた時点で訂正するしかないんで、それはそれでよしとしたいんですけども、正直にその過程や、そういうことも説明してほしいなっていうことで、これも午前零時を10時に改めるのも人事院の勧告、あるいは労働組合との交渉の結果なんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。管理職の特別手当でございますけども、こちらにつきましては、人事院の勧告のとおりをしております。午前零時から午後10時の変更で拡大ということで、人事院のほうから勧告がっております。一般職員につきましても、同様な改正を行っております。

以上でございます。

○議員（7番 宗 裕君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第94号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第94号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、意見書案第2号えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 意見書案第2号えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月18日。提出者、築上町議会議員吉元健人。賛成者、築上町議会議員今富義昭、築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 意見書案第2号えん罪被害者の速やかな救済のための再審法改正を求める意見書（案）について。

提案理由。無実の罪を着せられ、冤罪被害者の再審請求については、極めてハードルが高いという現状があります。その現状として、再審の手続を定める法律の規定が不十分なことが上げられます。

再審は、間違った有罪判決で無実の罪を着せられた冤罪被害者を救済するための最後の手段ですが、人生の大半をかけてもなお冤罪を晴らすことができず、苦しんでいる方が大勢います。これは社会全体の課題でもあり、速やかな再審法改正の必要があると思われま

す。よって、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出するものであります。よろしくお願

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） この意見書の中身でいうと、冤罪というものはあってはいけません。無罪というか、犯罪を犯していない方が罪に罰せられるということが、この冤罪ということだろうと思うんです。

ただ、冤罪か冤罪じゃないかというのが裁判で争われます。そこで有罪が確定をし、その後、冤罪ではないかという再審請求をする。再審請求で裁判所がまた再審を決定をする。その段階の中で、今度検察側が本当にこれ再審でいいんですかという、不服申立てをするという今制度だろうと思うんです。

当然冤罪であれば早く、一日も早く無罪を証明したいというのはあるんですけど、無罪か無罪じゃないか分からない状態の部分で、それをこの検察側の不服申立てを法律でのけてしまって、果たしてそのような審議というものができるのか。あくまでも無罪ということが大前提であればいいんでしょうけど、もし本当に例えば殺人とか、そういうものを行っていて、もしかしたら有罪だったかもしれないということを考えれば、特に犯罪で亡くなった家族の気持ちとかを考えると、このような手続を簡素化ということをやっているのかなというふうに思うところもあります。

それで、この意見書に出ている、あくまでも私は、これは冤罪を受けた方という前提での意見書になっていると思うんですけど、これは逆に犯罪を受けた被害者の立場というところは、どのように考えられているかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） この提案理由について、福岡県弁護士会から、近隣でいうと今行橋市さんが提案している内容でありました。築上町でもぜひ協力できる内容であるのではないかなと思い、提案させていただきました。

もちろん武道議員が言われるとおりの、罪を受けた側の気持ちになれば、そういう部分はあるとは思いますが、あくまでもこれは冤罪についての内容を提案しているので、その辺の曖昧な昔の内容、今の最近でいう冤罪事件を網羅できるような内容になっていると思いますので、ぜひお願いいたしますとのことです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 他の町も弁護士会とか、いろいろなところからこういうような問題が上がってきているんでしょう。ただ、これをうちの議会、築上町の議会として、この犯罪という部分に対して、弁護士側の意見につくのか、検察側の意見につくのかという判断をこの場で決めるというのは、私はなかなか難しいものがあるのではないかな。これはじっくりと議会の中でも議論し、また社会に与える影響とか、そういうものも加味する必要があるのではないかと

いうふうに思うんですが、ほかの町村でこれを積極的に可決とか、意見書が可決されたりとか、実際これで行動されている議会があるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） すみません。近隣でいうと、今述べた行橋市で上がっていると思うんですけど、すみません、今ちょっと手元に資料がないもので、行橋市以外にも、町は少なかったと思いますが、市は何件かあったと認識しています。すみません、資料がなくて。

○議長（塩田 文男君） 一旦、暫時休憩します。

午前10時59分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（塩田 文男君） それでは再開いたします。

質疑、ほかにありますか。信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） この意見書の一番の言いたいことは、一番最後のほうの再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例がある。そこで検察官が不服を申し立てて、またひっくり返る可能性があるんで、ここんところをもう少しどうかしてくれという、それを求める意見書だと思うんです。

だから、もう少しこの辺をしっかりとしなさいというための意見書だから、私はいいと思うんです。以上ですが、どうなんでしょう。

○議長（塩田 文男君） 信田議員、今質疑やから。

○議員（9番 信田 博見君） これは賛成意見になるかもしれません。

○議長（塩田 文男君） 質疑。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 非常に残念なんですけど、反対の立場で討論させていただきます。

私自身は、この意見書の内容には賛成でございます。ただ、この議会で多数決で意見書を可決することが大事なことだとは、私は思っていないんです。我々議員も国民の一人です。国民一人一人がこの問題に関心を持って、内容を理解して、自分の判断でどうすべきか、それが一番大事なことだと思っているんです。

今の提案以降の議案質疑で明らかになったのは、我々議員もまあいいじゃないかっていうぐらいの軽い乗りで、基本的方向に反対の人は一人もいないと思うんで、軽い乗りでいいじゃないかっていうことで今日までの流れになって、いざこうやって文書が上がってくると、反対という

よりは、ここがよく分からないっていう議論になっているように私は聞こえるんです。

せっかく意見書を可決するのであれば、議員一人一人がきちんとこの内容を理解して私は可決すべきだと思うんで、今回は我々の手落ちで、残念ながら手順が急ぎ過ぎたんだと思っているんです。

私は、これを可決することだとは、目的だと思ってないんです。せっかく可決するんなら、何であれを可決したのと、これはどういうことなんだって町民から聞かれたときに、これはこういうことでこうだから可決したんだと説明したいと思っていて、例えば今信田議員からの発言の中では、これは検察が不服申立てをするからっていう発言がありましたけれども、検察の不服申立ては、信田議員がおっしゃってたのとは、私はちょっと理解が違ってて、検察が不服申立てしても、最終的に決定するのは裁判所、裁判官ですから、検察の不服申立てを却下すればそれで済むんですけど、その制度によってまた審理が長期化するっていう問題があるだけで、検察側に何ら判断権はないと思っているんですけど、その辺も私も勉強しないと分からないんで、これはせっかく我が町の議会として可決するのであれば、きちんとみんなでもう一度勉強してから、改めてやればいいと思っているんで、本日の採決には、そういう意味で反対させていただきます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 先ほどから、休憩中にも私、述べさせてもらいましたけども、改めて賛成意見ということで、あまりにも今の時代に、警察と検察の連携で、検察はプライドをかけて冤罪を有罪に持っていこうとする。そういう流れの結果、実際に死刑執行されたケースが幾つもあるというふうに聞いておりますんで、私はこれはうちの町として、しっかり議員提案を認めるべきと思います。そういう意味では賛成です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 私の資料の見落としで、皆さんに大変御迷惑をおかけしたこと、まずおわび申し上げたいというふうに思います。

ただ中身、内容については、しっかりとしたルールの中で今議論というか、特に犯罪に対しては検察側、裁判所、いろいろところで協議をされながらやっていっているんだろうと思うんです。

当然冤罪になる被害者というか、無罪なのに有罪にされた人たちという方々に関しては、一日も早くその冤罪を晴らさなければいけないということは分かりますが、ただそれを簡素化して果たしていいのかなという部分と、それと実際被害を受けた犯罪で、例えば殺人で命を断たれた家族のことを考えると、この議会で簡単に答えを出すというのはどうなのかなというふうに思いましたんで、この意見書については反対をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。今富議員。

○議員（1番 今富 義昭君） 先ほどから江本議員も言われていたとおり、冤罪で実際に死刑になったりというところが、審理もされずに死刑になったというところ、それは人権問題も、この意見書の中には入っているということで、一人一人の人権を尊重する意味でも、この意見書については賛成ということで。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから意見書案第2号について採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 賛成多数です。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査につ

いて

○議長（塩田 文男君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出と、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査と議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査については、申出のとおり決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

町長からの挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 2日からの議会、慎重に審議いただきまして、全議案可決をいただき、大変ありがとうございました。まだ、懸案事項も多々ありますけれども、年末ということでございます。

そしてまた、議員さんにお問い合わせか、理解をしていただきたいのが、さきに起こった災害の向田橋、今、県と協議しておりますが、もうすぐ県との結論が出るという形になります。

で、県が工法等の認可をいただいたときには、専決処分でやりたいと、予算を計上したいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それとあともう一件。2件、物価高騰対策ということで、非課税世帯の皆さんに5万円。プラス扶養2万円という、現在今作業している。国会は昨日、「町長、3万円」と呼ぶ者あり）1世帯3万円で扶養2万円やろ。「子どもが2万円」と呼ぶ者あり）扶養2万円と。今作業中でございますけど、作業ができ次第、早急にこれも専決で皆さんにお配りしたいと、このように考えております。

そういうことと、もう一件が、福岡県議会の、予算計上していいもんかどうか分からないんで、流動的でございます、県議会の補欠選挙、流動的でございますんで、ここんところ県議の辞職がございましたら、その際に県議会選挙の選挙費用を専決させていただきたいと、このように考えておりますんで、どうぞ御理解のほどお願い申し上げまして、そしてまた年末、また寒い時期になりますんで、皆さん、御自愛のほどお願い申し上げ、そしてまたいい年をお迎えいただくよう、議員の皆さんには健康に気をつけていただきたいと、このように考えておるところでございますんで、今議会、本当にありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和6年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時19分閉会
